自動車リサイクル法
登録申請及び変更届等の手引き

フロン類回収業者

福岡市　環境局　循環型社会推進部
産業廃棄物指導課

使用済自動車フロン類回収業者登録申請手続きについて

１．提　出　先

〒８１０－８６２０
福岡市中央区天神一丁目８番１号　福岡市役所　行政棟１３階
福岡市 環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課
ＴＥＬ（０９２）－７１１－４３０３
ＦＡＸ（０９２）－７３３－５５９２

２．提 出 部 数

申請書類　正本　１部　　副本（控えが必要な場合）１部

３．申請手数料

許可申請に係る手数料は次のとおりです。

業の種類	申請の種類	申請手数料
自動車リサイクル法 フロン類回収業者申請	新規許可申請	５，０００円
	更新許可申請	５，０００円

※　手数料は市収入証紙にてお支払いいただきます。
証紙は市役所地下１階の政府刊行物福岡市役所サービスステーションで販売いたしております。（収入印紙ではありませんのでご注意ください）
いったん受領した申請手数料は申請の取り下げ、その他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。
また、変更届、廃止届については手数料は必要ありません。

４．提出方法について

手数料（市収入証紙）の納入が必要ですので、郵送による登録（更新）申請は受け付けておりません。
登録（更新）申請は必ず事前に予約してください。

５．登録通知書の交付について

審査終了後，登録業者には登録通知書を交付いたしますので，印鑑をご持参の上，来課してください。（印鑑は登録通知書を取りに来られる方の認印）
郵送での送付をご希望の場合は簡易書留での送付となりますので，申請時に返信用封筒に切手を貼ってご持参ください。

６．登録の有効期限について

登録の有効期限は５年間です。
したがって、期限満了後も業を継続して行う場合は、登録の更新が必要です。
登録の更新を行う場合は、登録期限満了のおおむね２ヶ月前に更新の申請を行ってください。

フロン類回収業者登録（更新）申請に係る必要書類一覧

必　要　書　類	個人	法人	備　　考
・フロン類回収業者登録（更新）申請書	○	○	・様式第三 （登録印を押印すること。ただし、印鑑証明の添付は不要です。）
＜申請者が個人の場合＞ ・住民票	○		・住民票については本籍地記載のもの ・住民票、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）については、発行後３ヶ月以内のもの。
＜申請者が法人の場合＞ ・登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）		○	
＜申請者が未成年の場合＞ ・法定代理人の住民票 法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	○		
・フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証明する書類	○	○	・購入契約書、納品書、領収書等の写し ・他者から借用している場合は、借用契約書の写し又は使用承諾書等。（添付書類様式９）
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	○	○	・当該設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
・欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	○	○	・添付書類様式１０ （登録印を押印すること。ただし、印鑑証明の添付は不要です。）

変更の届出

次の事項に変更があったときは、その日から３０日以内に、その旨を届出なければなりません。

フロン回収業者変更届出書（様式第四）に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

<table>
<tr><th>変　更　事　項</th><th colspan="2">添　　付　　書　　類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名又は名称（商号変更を含む）及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名の変更</td><td>個　人</td><td>(1)住民票（本籍地記載のもの）
(2)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>法　人</td><td>(1)登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(2)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>役員の氏名</td><td colspan="2">(1)登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(2)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>（申請者が未成年者の場合）
法定代理人の氏名及び住所</td><td colspan="2">(1)法定代理人の住民票（本籍地記載のもの）
法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
(2)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>事業所の名称及び所在地</td><td colspan="2">(1)事業所を追加した場合、その事業所について
・フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを証する書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し）
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し）
(2)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>回収しようとするフロン類の種類</td><td colspan="2" rowspan="2">(1)フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを証する書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等の写し）
(2)フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し）
(3)誓約書（添付書類様式１０）</td></tr>
<tr><td>フロン類回収設備の種類及び能力</td></tr>
</table>

※住民票（本籍地の記載があるもの）、登記事項証明書は、発行後３ヶ月以内のもの。

廃業の届出

次のいずれかに該当することになった場合には、その日から３０日以内に引取業者廃止届出書を提出しなければなりません。

届出書と併せて、既に交付されている登録通知書（原本）を返納してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行う者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
登録にかかるフロン回収業を廃止した場合	フロン回収業者であった個人又はフロン回収業者であった法人を代表する役員

様式第三（第五十条関係）

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
登録の更新

※登 録 番 号	
※登録年月日	

年　　月　　日

福　岡　市　長　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	役職名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	
	住　所	（郵便番号） 電話番号

<table>
<tr><td colspan="3">法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(ふりがな)
代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>住　所</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">(ふりがな)
氏　名</td><td>役職名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>所在地</td><td>（郵便番号）

電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">回収しようとするフロン類の種類</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">フロン類回収設備の種類、能力及び台数</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設備の種類</td><td colspan="2">能　　力</td></tr>
<tr><td>200g/min 未満</td><td>200g/min 以上</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＨＦＣ用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td></td><td>ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用</td><td>台</td><td>台</td></tr>
</table>

備考１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　　月　　日

福　岡　市　長　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン回収業者廃止届様式

フロン回収業者廃止届出書

年　　月　　日

福　岡　市　長　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　号で登録を受けたフロン回収業者を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５９条において準用する同法第４８条の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン回収業者の登録を受けた者（廃止する者）	住所 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 登録番号
廃止の理由	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（添付書類様式９）

フロン回収設備使用承諾書

平成　　年　　月　　日

様

住　　所
氏　　名　　印

貴殿が下記の設備を自動車リサイクル法のフロン類回収業に係るフロン類回収設備として使用することを承諾します。

記

（添付書類様式１０）

平成　　年　　月　　日

誓　約　書

住　所
氏　名
法人にあっては名称
及び代表者の氏名　　印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

1　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2　使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「法」という）、フロン類回収破壊法（平成１３年法律第６４号）若しくは廃棄物処理法（昭和４５年法律第１３７号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、　又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
3　法第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
4　フロン類回収業者で法人であるものが、法第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
5　法第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6　フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から５のいずれかに該当するもの
7　法人でその役員のうちに１から５までのいずれかに該当する者があるもの

（法第５８条第１項）
都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
１　不正の手段によりフロン類回収業者の登録及び登録の更新を受けたとき。
２　使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第５６条第１項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
３　法第５６条第１項第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号のいずれかに該当することとなったとき。
４この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市 環境局 循環型社会推進部
産業廃棄物指導課

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市役所　行政棟１３階

TEL　（０９２）７１１－４３０３
FAX　（０９２）７３３－５５９２
までお問い合わせください。

平成２６年２月作成